

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは翌日)

目次

◇規則 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告示 結核予防法による医療機関の辞退
土地改良事業の認可

〃 〃 〃 〃 〃

道路の路線の廃止

◇教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

◇公告 美容師試験の実施

火薬類取扱保安責任者試験の実施

電気工事士試験の実施

鳥取県育英奨学生募集

鳥取県職員(交通巡視員)採用試験の実施

◇正誤 昭和四十五年鳥取県告示第八百五十八号中訂正

規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二

区	分	減額後の掛金の額
一人の心身障害者に ついて加入する者	一 生活保護法第六条第一 項に規定する被保護者で ある者	掛金の額の十分の三 に相当する額
	二 一に掲げる者以外の者 で、市町村民税を課され ている者がいない世帯に 属するもの	掛金の額の十分の五 に相当する額
二人以上の心身障害者について加入する者		掛金の額の十分の三 に相当する額

附則

この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第二百二十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十六年二月二十四日	鳥飼 医院	東伯郡東郷町小鹿谷二四六
二月二十六日	松田小児科	倉吉市上井二〇二

鳥取県告示第二百二十八号

天神野土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（安歩地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十三日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百二十九号

羽合砂丘土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（羽合浜地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十三日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十号

関金町長から申請のあつた関金町営土地改良（上代々地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十一号

関金町長から申請のあつた関金町営土地改良（今西地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十二号

関金町長から申請のあつた関金町営土地改良(大鳥居地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十三号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良(笠田地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年三月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第二百三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地	備考
17	倉吉、勝山線	倉吉市小鴨橋右岸詰	関金町	岡山県真庭郡八束村湯原町を経て勝山町に至る。

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年三月十九日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和三十二年九月鳥取県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の四を次のように改める。

(園長及び教頭)

第三十四条の四 鳥取西高等学校の附属幼稚園に、園長及び教頭を置く。

2 園長は、校長を補佐し、園務をつかさどる。

3 教頭は、園長を助け、園務を整理し、園長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 教頭は、附属幼稚園の教諭のうちから、校長の意見をきいて、教育委員会がこれを命ずる。

公 告

趣 則
この規則は、昭和四十六年四月一日から施行する。

理容師法（昭和22年法律第234号）第2条第1項の規定による理容師試験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和46年3月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和46年5月10日 午前9時

場所 鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子市西福原444 鳥取県米子保健所講堂

(2) 実地試験

日時 昭和45年5月24日 午前9時

場所 鳥取市上町 学校法人鳥取県理容美容専門学校

2 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設において、昼間課程にあつては1年以上、夜間課程にあつては1年4箇月以上、通信過程にあつては2年以上、理容師又は美容師として必要な知識及び技能を修得した後、1年以上の

実地習練を経たもの

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
- (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) 理容師試験にあつては理容師法施行規則の一部を改正する省令（昭和28年厚生省令第64号）附則第3項各号に、美容師試験受験者あつては美容師法施行規則（昭和32年厚生省令第43号）附則第9項各号に規定する者

3 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験とし、実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

(2) 昭和44年4月以後に鳥取県知事が行なつた理容師試験又は美容師試験の学科試験のみに合格した者については、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第5条第4項又は美容師法施行令（昭和32年政令第277号）第2条第4項の規定により今回の学科試験を免除する。

4 試験の科目及び事項

理容師法施行規則第19条又は美容師法施行規則第19条に定められたものとする。

5 出願の方法

(1) 願書の提出期間
昭和46年4月19日から昭和46年5月1日まで（郵送のものについては、昭和46年5月1日までの消印のあるものは、有効とする。）

- (2) 願書の提出先
- ア 県内居住者 住所地在管轄する保健所
- イ 県外居住者 鳥取市東町1丁目220 鳥取県厚生部衛生課
- (3) 提出書類
- ア 受験願書 (別記様式によること。)
- イ 履歴書 (最終学歴、養成施設の所在地並びに実地習練を行なった場所及び期間を記載すること。)
- ウ 指定養成施設の卒業証書の写し又は卒業証明書
- エ 実地習練を終了したことを証する書面
- オ 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
- カ 写真 (出願前6箇月以内に撮影した名刺型、脱帽、正面上半身のもので、裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの。)
- (4) 3の(2)により、学科試験を免除される者は、(3)のイからエまでの書類にかえて、知事の発行した理容師学科試験免除通知書又は美容師学科試験免除通知書の写しを提出すること。
- 6 試験手数料及びその納付方法等
- (1) 試験手数料 1,000円
- (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印をしないこと。
- (3) 納付した手数料は、還付しない。
- 7 試験場に持参するもの
- (1) 学科試験 受験通知書、筆記用具及び昼食
- (2) 実地試験
- ア 受験通知書、昼食及び上ばき
- イ 理容師試験を受ける者
- (ウ) 白衣
- (イ) 調髪及び顔そりに必要な器具等
- (ウ) 応急薬品
- ウ 美容師試験を受ける者
- (ウ) 白衣
- (イ) コールド、ペーパーネットウエアー等の施設上必要な器具、材料及び化粧品
- (ウ) 応急薬品
- 8 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。この場合、理容師試験のモデルは、調髪後2週間以上経過した者で角刈でないものとし、美容師試験のモデルは、なるべく年齢18才から30才までの者で髪に著しい癖のないものであること。
- 9 その他
- (1) 出願者には、受験通知書の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
- (2) 試験について不明の点がある場合は、住所地在管轄する保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
- (3) 文書による照会は、15円切手を同封すること。

別記様式 (用紙はB列5番とすること。)

理容師 (美容師) 受験願書

本 籍

住 所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号

氏 名

年 月 日生

理容師法第2条第1項 (美容師法第4条第1項) の規定による理容師 (美容師) 試験を受験したいので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名

印

鳥取県知事 石 破 二 朗 殿

(注) 該当するところを○で囲むこと。

(1) 受験希望地 鳥取県庁 米子保健所

(2) 受験回数

学科試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目
実地試験	初回	2回目	3回目	4回目	5回目

火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第31条第3項に規定する甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年 3月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類及び方法

(1) 試験の種類

甲種火薬類取扱保安責任者試験

乙種火薬類取扱保安責任者試験

(2) 試験の方法

ア 筆記による学科試験

火薬類取締に関する法令

一般火薬学

イ 面接による人物試験

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和46年 6月13日 (口曜日) 10時から12時まで

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工振興課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

(3) 写真 手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像

のものを願書にはりつけること。

(4) 戸籍抄本

なお、受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県火災保安協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

4 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはりつけること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の受付期間

昭和46年5月13日から昭和46年5月22日まで

6 受験票

受験票は、受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

電気工士法 (昭和35年法律第189号) 第5条第2項の規定により、昭和46年度の電気工士試験を次のとおり実施する。

昭和46年3月19日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 筆記試験

- (1) 試験の日時及び場所
- (ア) 日時 昭和46年6月20日 (日曜日) 午後1時から午後3時まで
- (イ) 場所 鳥取市及び米子市

(2) 試験の科目

科目	目	内 容
電気に関する基礎理論	1	電流・電圧・電力及び電気抵抗
	2	導体及び絶縁体
	3	交流電気の基礎概念
	4	電気回路の計算
電気理論及び配線設計	1	配電方式
	2	引込線
	3	屋外配線
	4	屋側配線
	5	屋内配線
電気機器・配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具	1	電気機器及び配線器具の構造及び性能
	2	電気工事に用いる材料の材質及び用途
	3	電気工事に用いる工具の用途
電気工事の施工方法	1	配線工施工の方法
	2	電気機器及び配線器具の設置工施工の方法
	3	コード及びキヤブライヤケーブルの取付け方法
	4	接地工施工の方法
一般用電気工作物の検査方法	1	点検の方法
	2	導通試験の方法
	3	絶縁抵抗試験の方法
	4	接地抵抗試験の方法

	5 試験用器具の性能及び使用方法
配線図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	<p>1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号）</p> <p>2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）</p> <p>3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）、及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）</p>

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

- (1) 試験の日時及び場所
 - (ア) 日時 昭和46年8月22日（日曜日）
 - 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 場所 鳥取市
- (2) 試験の科目
 - (イ) 電線の接続
 - (4) 配線工事

- (イ) 電気機器及び配線器具の設置
 - (ロ) 電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具の使用法
 - (ハ) コード及びキャブタイヤケーブルの取り付け
 - (ニ) 接地工事
 - (ホ) 電流・電圧・電力及び電気抵抗の測定
 - (ヘ) 一般用電気工作物の検査
 - (ト) 一般用電気工作物の故障箇所の修理
- 3 受験手続
- 次の書類を、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課 監理係へ提出すること。
- なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号の一に該当する者であること又は前回筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。
- (1) 受験願書 鳥取県商工労働部商工振興課に備え付けの所定の用紙によること。
 - (2) 写真 受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身、正面像のものを、受験願書の所定の欄にはりつけること。
 - 4 受験願書の受付期間
 - 昭和46年4月20日から昭和46年5月19日まで
 - 5 受験手数料及びその納付方法
 - (1) 受験手数料 1,500円
 - (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を、受験願書の上部にはりつけること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者又は筆記試験を免除された者に交付する。

昭和46年度鳥取県育英奨学生募集を次の要領により実施する。

昭和46年3月19日

鳥取県教育委員会委員長 小田大吉

昭和46年度鳥取県育英奨学生募集要領

1 制度の目的

県内に住所を有する者の子弟で、高等学校又は大学に在学し学業成績優秀及び心身健全で、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して、奨学金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

◎ 高校奨学生

(1) 県内に所在する高等学校の第2学年に在学し、将来大学に進学しようとする者であること。

(2) 学業成績が次の基準に合致し、性行が正しく、かつ、身体が強健であること。

ア 中学校第2学年及び第3学年の学習成績の平均値が、それぞれ4.0以上であること。

イ 高等学校第1学年の学習成績が、同学年の生徒全体の上位15%

以内の順位にあること。

(3) 同一世帯における年間所得基準額が、次の所得基準額以内であること。

所得基準額表

区分	所得基準額
1 人	410 千円
2 世	810
3 世帯	1,040
4 人	1,160
5 人	1,280
6 人	1,390
7 人	1,510

備考 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに120千円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

年間所得額は、次によって算定された額の合計額から特別控除額表の特別控除額を差し引いた額とする。

ア 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(専従者給与、遺族扶助料等を含む。)の収入金額(源泉徴収票等の支払金額)から必要経費として所得税法(昭

和40年法律第33号)に定める給与所得控除額を差し引いた額とする。

なお、給与所得者が2人以上いる場合は、この計算は、各個人別に行なう。

給与所得控除額の簡易計算方法は、次のとおりである。

給与等の収入金額が

(ア) 900,000円までの場合
給与額の20%+80,000円

(イ) 900,000円をこえ1,100,000円までの場合
給与等の額×19%+89,000円

(ウ) 1,100,000円をこえ2,100,000円までの場合
給与等の額×9%+199,000円

(エ) 2,100,000円をこえ4,100,000円までの場合
給与等の額×4%+304,000円

(オ) 4,100,000円をこえる場合は468,000円

イ 農業所得

農産物及び家畜等農産物以外の収入を含む総収入金額から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家さんの飼料、動力機の燃料等(過去1年間の収入を得るために実際に消費したものを所得金額とする。この所得金額には、家計仕向分(自家消費)も販売価格で換算し、含めるものとする。)

ウ 商業、工業、林業、水産業等の所得

年間売上高から必要経費として売上品原価と営業経費を差し引いた税込営業利益を所得金額とする。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであつても、年度末に在庫して残っているもの(たな卸資産)は含まない。

また、営業経費とは、雇入費、減価償却費及び業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費をいう。

特別控除額表

特 別 の 事 情	特 別 控 除 額
母子世帯であること。	36,000円
就学者のいる世帯であること。	小学校児童1人につき 38,000円 中学校生徒1人につき 41,000円 高等学校生徒1人につき 70,000円 高等専門学校学生1人につき 80,000円 大学生1人につき 103,000円
身体障害者、長期療養者等のいる世帯であること。	それぞれの事情によつて経常的に特別の支出をしている金額。ただし、身体障害者については1人につき120,000円を限度とし、長期療養者については全額
家計支持者で別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、145,000円を限度とする。
火災、風水害、盗難等の被害をうけた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材又は(生活費を得るための基本的な生活手段(巾、畑、店舗等)に被害があつて、将来長期的にわたつて支出増又は収入減になると認められ

る年間金額。	父母以外の者の所得者1人につき190,000円。ただし、その所得が190,000円未満の場合、その金額。
父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯であること。	

- (4) 他から同種類の奨学金の貸与又は支給を受けていないこと。ただし、この奨学金を受けることになった場合に、他の奨学金の貸与又は支給を辞退するときは除く。
- (5) 奨学資金を受けるとなる日(昭和46年4月1日)の1年前から引き続き県内に住所を有する者の子弟であること。
- ◎ 大学奨学生

- (1) 大学第1年次に在学する学生であること。ただし、大学第2年次に以上に在学する者についても、欠員がある場合は採用するので出願することができる。
- (2) 学習成績は、高等学校第1学年から第3学年までの学習成績の平均値がそれぞれ8.5以上であり、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
- (3) 高校奨学生の出願資格の(3)から(5)までに該当していること。
- 3 採用人員
 高校奨学生 80人
 大学奨学生 40人(このうち5人は同和地区出身者に限る。)
- 4 奨学資金の額
 高校在学中 月額 2,500円
 大学在学中 月額 7,000円

5 貸与の期間

- 奨学資金貸与の期間は、昭和46年4月から次に掲げる終期までとする。
- (1) 高校奨学生にあつては大学の正規の修業年限の終期。
- (2) 大学奨学生にあつては、それぞれの大学の正規の修業年限の終期。

6 奨学資金の返還

奨学資金は無利子とし、貸与期間の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後20年以内に年賦又は半年認で返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、返還免除、返還猶予等の方法が考慮される。

7 出願の手続き

- (1) 奨学生を志望する者は、鳥取県育英奨学生願書に次の書類を添付して在学高等学校長又は出身高等学校長に提出すること。
- ア 市町村長の証明した家族の所得の状況を記載した書類
- イ 大学奨学生を志望する場合は在学証明書及び成績証明書(大学第1年次に在学する者を除く。)

(2) (1)の鳥取県育英奨学生願書に連署する連帯保証人は、2人とし、うち1人は、本人が未成年者である場合はその保護者(親権を行なう者又は後見人をいう。)、成年者である場合は父母兄弟又はこれに代わる者でなければならぬ。

8 出願及び選考の期日

- (1) 出願期日 昭和46年4月1日(木)から昭和46年4月15日(木)まで
- (2) 選考期日
 第1次選考(書類) 昭和46年5月上旬

第2次選考(面接) 昭和46年5月中旬

(第2次選考は、高校奨学生志望者第1次選考合格者について行なう。)

9 その他

この制度についての問い合わせ又は連絡は、在学(出身)高等学校又は県教育委員会事務局指導課に行なうこと。

昭和45年度第2回鳥取県職員(交通巡視員)採用試験の実施について、次のとおり公告する。

昭和46年3月19日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取警察署又は米子警察署に勤務する鳥取県職員(交通巡視員)の採用試験です。

1 採用予定人員 5名

2 職務内容 歩行者の通行の安全の確保、停車又は駐車等の規制の励行及び道路における交通の安全と円滑に係るその他の指導に関する事務を行ないます。

3 受験資格

- (1) 学歴 学歴は問いませんが高等学校卒業程度の学力を必要とします。
- (2) 年齢及び性別 昭和18年4月2日昭和28年4月1日までに生まれた者で、男女の別を問いません。

(3) 受験できない者 次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

オ 日本国憲法又はその下に成り立った政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 第1次試験

(1) 方法

ア 教養試験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行ないます。

イ 作文試験 公務員として必要な文章による表現能力について行ないます。

ウ 適性検査 公務員の職務遂行上必要な素質及び適性について検査します。

エ 身体検査 公務員の職務遂行上必要な身体及び体力を有するかどうかについて検査します。なお、検査には次のような基準があります。

検査項目	基準		
	男子	女子	女子
身長	160cm以上であること。	153cm以上であること。	
体重	47kg以上であること。	—	
胸囲	78cm以上であること。	—	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上できよう正視力が1.0以上であること。		
弁色力	完全であること。		
聴力	完全であること。		
その他	身体に奇型その他の異常がないこと。		

(2) 試験日時及び試験場

試験日	試験地	試験場
昭和46年4月18日(日)	鳥取市	鳥取県庁講堂
受付 8時10分から8時55分まで	米子市	鳥取県西部総合事務所

(3) 第1次試験合格者の発表

昭和46年4月下旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

5 第2次試験第2次試験は、第1次試験の合格者に対して行ないます。

(1) 方法

ア 口述試験 主として人物について個別面接による試験を行ないます。

イ 身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて検査を行います。

(2) 日時及び場所

昭和46年5月上旬に鳥取市において行いますが、詳細については第1次試験合格者に通知します。

6 身上調査

受験資格の有無申込書記載事項の真否その他について行ないます。

7 最終合格者の発表

昭和46年5月中旬に鳥取県庁1階掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

8 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録されたうえ鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、採用者が決定されます。なお、採用は46年5月中旬の予定です。

(2) 採用決定後は、鳥取県交通巡視員に任命され、一定期間の教育を受けたのち、鳥取警察署又は米子警察署に配置されます。

(3) 給料は原則として下表のとおり給料月額が支給されますが、経歴のある者は、それぞれ下表の額に加算されて給料月額が決定され、毎年1回定期に昇給します。そのほか、期末・勤勉手当(年間、給料月額の約4.7月分)、通勤手当、扶養手当等が支給され、制服その他必要な被服も貸与されます。

学 歴	給料月額
大 学 卒	31,900円
短 大 卒	29,500円
高 校 卒	27,300円

9 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、各警察官派出所若しくは各警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する際は、封筒の表に「**交** 申込請求」と朱書しあて先を明記して20円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 申込方法

受験申込書に必要事項を記入のうえ押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「**交** 受験申込」と朱書してください。なお、受験票は後日郵送しますので、受験票の「郵便はがき」に住所、氏名及び郵便番号を記入し、7円切手をはってください。

(3) 受付期間

昭和46年3月19日（金）から昭和46年4月14日（水）午後5時30分までとし、郵送の場合は4月14日（水）午後5時30分までに到着したものに限り受け付けます。

(4) その他

申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがあ

りますから、受験手続にはじゅうぶん注意してください。このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

10 その他

この試験の受験手続その他については、鳥取県人事委員会事務局に照会してください。

なお、郵便で照会する場合は、あて先を明記して15円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

正 誤

昭和四十五年十二月鳥取県告示第八百五十八号（農地法第三条第二項第五号の規定による農地又は採草放牧地の面積等について）中次の箇所に誤りがあつたのを訂正する。

頁 段 項	誤	正
一 下	鳥取市の項 新大杓 東里仁、西里仁	新大杓 里仁
〃	東桂見、西桂見	桂見
〃	余戸	津ノ井
〃	弥宣谷	弥宣谷、商栄町
〃	上古海、山ヶ鼻、 古海、古海新道	古海
〃	六反田	六反田、伏野
二 上	叶土居、叶茶屋	叶

